

2022年8月30日

各位

株式会社オーネックス
代表者名 代表取締役社長 大屋 和雄
(コード番号 5987)
問合せ先 取締役管理本部副本部長 田島 圭子
(TEL. 046-285-3664)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年9月29日開催予定の第71期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の日程

定款変更を付議する株主総会開催日 2022年9月29日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年9月29日(予定)

3. 変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法	<削除>

現行定款	変更案
<p data-bbox="130 297 791 425"><u>務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="130 459 239 504"><新設></p> <p data-bbox="130 907 239 952"><新設></p>	<p data-bbox="805 459 1061 504"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="805 504 1455 627"><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="805 660 1455 840"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="805 873 917 907"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="805 907 1455 1120"><u>1. 変更後定款第13条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="805 1120 1455 1243"><u>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上